

第17期 第35回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和5年5月26日(金) 午後1時30分～午後4時29分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主 査: 大城 達宏 主任主事: 長嶺 文斗

6 議事録署名委員

3番 金城 敏満 委員 ・ 4番 當間 康由 委員

7 付議すべき案件

報告第 206 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 207 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 208 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 209 号 現況証明願について

報告第 210 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 211 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議案第 103 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 104 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 105 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 106 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

8. 会議の内容

議長

これから第 17 期豊見城市農業委員会第 35 回の総会を開催いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 8 名ということで、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に第 3 番委員の金城敏満委員と第 4 番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。初めに、報告第 206 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 206 号「農地転用後利用状況の報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 206 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に、報告第 207 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 207 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

報告第 207 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。進行してよろしいでしょうか。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第 208 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 208 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、2 件ございました。
内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 報告第 208 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから
質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 209 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局、 それでは、議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 209 号「現況証明願について」、1 件ございました。内容を確認の上、証
明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 209 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 210 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 210 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、7 件
ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い
たします。以上です。

議長 ただいまの報告第 210 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 211 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告書の 11 ページから 12 ページにかけてお開き下さい。
報告第 211 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は 1 件の提
出がありました。
内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告致します。
以上です。

ただいまの報告第 211 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、議案審議に入ります。議案第 103 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 103 号について説明いたします。

議案書の 13 ページをお開き下さい。

議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、4 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきましては、議案書の 15 から 16 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字伊良波浜原 589 番 1、589 番 4 以上 2 筆につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 2 番につきましては、議案書の 17 から 18 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字保栄茂前ノ原 324 番 1、牛川原 562 番 1 以上 2 筆につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 3 番につきましては、議案書の 19 から 20 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字与根西中原 72 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 4 番につきましては、議案書の 21 から 22 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字保栄茂平志原 1048 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について高安委員から報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和 5 年 5 月 23 日に行いました現地調査の結果について報告しま

整理番号 1 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 4 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

あるいは整理番号 1 番から 4 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。議案第 103 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しました。

次に議案第 104 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 24 ページをお開きください。議案第 104 号「農地転用事業計画変更承認申請」について、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 25 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城市宇瀬長 67 番 2、67 番 11、67 番 12、67 番 13。転用目的は貸駐車場。転用者を事業継承者へ変更するという内容になっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 104 号について、説明は以上です

議長

ありがとうございます。では議案第 104 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 104 号について、事業変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 104 号については変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

議長 次に議案第 105 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の 29 の 1 ページをお開きください。
議案第 105 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして 30 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 494 番 7、転用目的は車両置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。続いて現地調査の結果をご報告いたします。
整理番号 1 番の申請地は、与根地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現場は遊休地となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。
議案第 105 号について、説明は以上です。

議長 ありがとうございます。では議案第 105 号については審議します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
議案第 105 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 105 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に議案第 106 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の 35 ページをお開きください。議案第 106 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 36 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 338 番 5、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。整理番号 2 番につきまして 40 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 67 番 2、67 番 11、67 番 12、67 番 13。転用目的は貸駐車場。議案第 104 号で事業計画変更承認申請と関連するものです。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地 I C の出入口から概ね 300m 以内の区域にある農地です。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 106 号について、説明は以上です。

ありがとうございます。では議案第 106 号については 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

それでは以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。ご審議をいただき、ありがとうございました。

これで本日の農業委員総会を終わります。大変お疲れさまです。

令和5年5月26日(金)

午後13時52分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

3番委員

金城 敏博

4番委員

菅野 康